

古文書解読チャレンジ講座第二十四回

公園はワンダーランド その二

出典：東京府文書

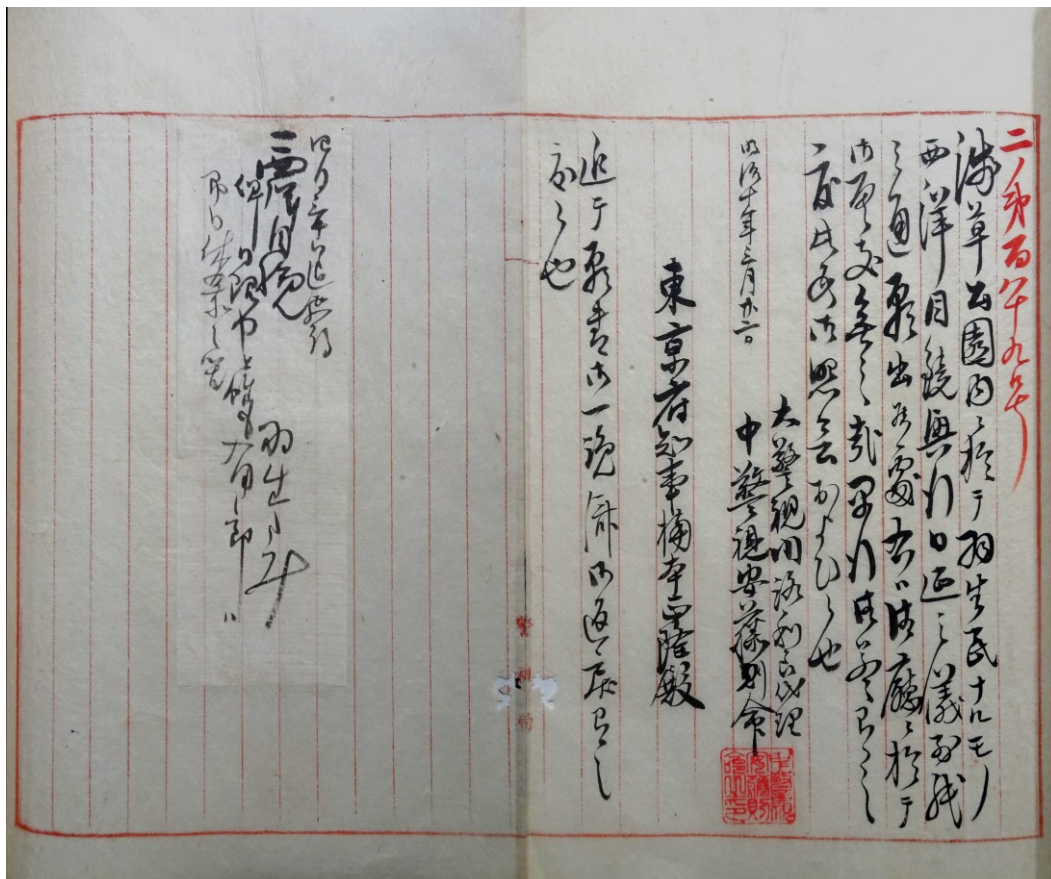
『公園地観セ物等警視往復（庶務課）』

（請求番号609 D5.06）

令和元年六月 東京都公文書館

前回に続いて明治初期に東京の公園で行われていた見世物を当館所蔵公文書で見えていきましょう。

一、史料二



二、史料の解読／読み下し例

二ノ第百八十九号  
二ノ第百八十九号

浅草公園内ニ於テ羽生民ナルモノ  
海草公園内ニ於テ羽生民ナルモノ

西洋目鏡興行日延之儀別紙

西洋目鏡興行日延之儀別紙

之通願出候處右ハ御庁ニ於テ

之通願出候處右ハ御庁ニ於テ

御差支無之哉早行御答有之

御差支無之哉早行御答有之

度此段御照会およひ候也

度此段御照会およひ候也

大警視川路利良代理

大警視川路利良代理

明治十年三月廿二日

中警視安藤則命印

明治十年三月廿二日

中警視安藤則命印



東京府知事楠本正隆殿

追テ願書御一覽濟御返戻有之

追テ願書御一覽濟御返戻有之

度候也

度候也

○貼紙

四月三十日迄延期  
四月三十日迄延期

一西洋目鏡

羽生たみ

西洋目鏡

羽生たみ

但し日限中と雖も入用之節ハ

但し日限中と雖も入用之節ハ

即日休業之筈

即日休業之筈

【解読文】

二ノ第百八十九号

浅草公園内ニ於テ羽生民ナルモノ

西洋目鏡興行日延之儀別紙

之通願出候處右ハ御庁ニ於テ

御差支無之哉早行御答有之

度此段御照会およひ候也

大警視川路利良代理

明治十年三月廿二日

中警視安藤則命

印

東京府知事楠本正隆殿

追テ願書御一覽濟御返戻有之

度候也

○貼紙

四月三十日迄延期

一 西洋目鏡 羽生たみ

但し日限中と雖も入用之節ハ

即日休業之筈

【読み下し例】

二ノ第百八十九号

浅草公園内ニ於テ羽生民ナルモノ

西洋目鏡興行日延べの儀別紙

の通り願ひ出候處、右ハ御庁ニ於テ

御差し支えこれなき哉、早行御答えこれあり

たく此の段御照会におよび候也

大警視川路利良代理

明治十年三月廿二日 中警視安藤則命 印

東京府知事楠本正隆殿

追テ願書御一覽済み御返戻これあり

たく候也

○貼紙

四月三十日迄延期

一 西洋目鏡 羽生たみ

但し日限中と雖も入用の節ハ

即日休業の筈

三、史料解説

これは明治十年（一八七七）三月二十二日の照会文です。

羽生民（たみ）が、浅草公園で興行していた西洋目鏡の見世物について、開催期間延長を願ひ出たものです。民という名前から、おそらく女性の興行主であったと考えられます。

西洋目鏡とはレンズを使って画や写真を見せた覗（のぞき）眼鏡のこと。「舶来覗眼鏡」「西洋覗からくり」などともいわれました。覗眼鏡は、江戸時代に伝わり、西洋絵画の遠近透視図法を取り入れ、興行を表現した絵画をレンズを通して覗かせるものでした。明治期に入ると西洋の風景を描いた絵や写真を見せるようになり、文明開化の新奇な見世物として流行しました<sup>1)</sup>。

江戸・東京の様々な出来事を年代順に書き記した「武江年表」<sup>2)</sup>には、明治五年（一八七二）夏頃「所々の西洋画の覗きからくりを造り設、見物を招く、夏の頃より浅草寺奥山花屋敷の脇に始る」とあり、浅草に続いて神保町二丁目、同二丁目、増上寺山内に二か所、芝大神宮、田村小路、鳥森稲荷社、芝日陰町、浅草寺淡島社後、九段坂上、湯島天神下、御蔵前床店、麹町平河天神内、下谷御成道西側、四谷あらかき横町、淡路町、車坂町と東京のあちらこちらに続々と登場していたことがわかります。

実はこの出し物、もともと明治五年七月に伊東孫一郎が始めたもので、まさに西洋目鏡の魁（さきがけ）だったのです。民さんはその営業を明治八年（一八七五）六月に譲り受けています。その時の文書<sup>3)</sup>には「写真目鏡興行」と記されているので、西洋の風景写真を、レンズを通して覗かせるものだったようです。

さて差出人にご注目。大警視川路利良代理、中警視安藤則命となっているのにお気づきでしょうか。明治十年（一八七七）三月と言えば、西南戦争の大きな分岐点となった田原坂の戦いが行われた時期。川路は二月から京都に出張し、同月十九日に鹿兒島征討が命じられると陸軍少将を兼任、警視庁の精銳を集めた警視隊（別働第三旅団）を率いて指揮を執っていましたから東京にはいなかったのです。彼が帰京したのは七月十三日、およそ半年の不在でした<sup>4)</sup>。

たった一枚の書類ですが、よく見ると当時の世相をうかがうことができます。

- 1 石井研堂『増補 明治事物起原』春陽堂、昭和十九年
- 2 斎藤幸成「武江年表 卷十二」江戸叢書刊行会『江戸叢書』十二卷 大正六年所収
- 3 「羽生たみより公園地に於て写真眼鏡改て営業願」明治八年九月五日 請求番号608・A6・17
- 4 警視庁『警視庁史稿』上巻 明治二十六年、一六五頁、一七〇頁